都市計画長野地区計画を次のように決定する。

名	十画長野地区計画を次の。 ホーニー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	長野地区計画	
位		諫早市長野町	
面	 ī 積	約19. 4ha	
地	1 区計画の目標	格を成す国道5 チェンジに隣接 また、都市計画 「沿道型活力創 このことから、」 た商業・交流機 整備推進や既存	心市街地から南東部へ約2kmの場所にある市街化調整区域で、本市の交通体系の骨7号や県道55号の沿道に位置するとともに、高規格道路「島原道路」の長野インターするなど、人々が行き交い・集う交流機能に優れた立地条件を有している。 国マスタープランでは、本地区について自動車利用者や近隣住民の利便性向上を図る 出拠点」と位置付け、大規模集客施設の適正な立地誘導を図ることとしている。 地区計画を活用した土地区画整理事業の実施により、広域的かつ中心市街地と連携し 能の導入や地域利便施設である医療・福祉施設等の立地誘導、更には広域道路網の 写集落の保全に配慮した土地利用を図ることで、本市都市計画の将来像である「ひとと 最央交流都市」を目指すものである。
区域の整備、開発及び保全に関する方気	土 地 利 用 に関 する 方 針	した商業機能と 全することを目り 原道路の諫地区 地域の能を 2. 業務地区 ・ 業務地区 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	原道路長野インターチェンジや国道57号、県道55号の広域交通網の立地条件を活か地域に必要な生活利便施設の立地を図るとともに、隣接する集落の良好な住環境を保付として、地区を3区分に分けて次のとおり方針を定める。なお、将来的に高規格道路島が小野町から長野インターチェンジ間が事業化された際には、事業の推進に協力する。性化を図る新たな拠点として、複合集客施設の立地を誘導するとともに、防災拠点とし併せ持つ地域環境の形成を図る。 の生活利便性の向上を図るため、医療・児童福祉・健康施設等の土地利用を誘導し、貸した活力ある新たな市街地の形成を図る。 はの住環境を保全するとともに、居住空間と都市機能との調和を図りつつ、利便性の地の形成を図る。
針	地 区 施 設 の 整 備 方 針	型活力創出拠点	地区の特性と土地利用に関する方針を踏まえ、将来を見据えた交通計画に即した沿道 京の形成を目指す良好な市街地形成を図るため、土地区画整理事業計画に基づき、道 節池を適切に配置し、その機能の維持保全に努める。
	建築物等の 整備 方針	下に定める。な: 拠点の形成を目 1. 建築物の 2. 建築物の 3. 建築物の 4. 建築物の 5. 壁面の位 6. 建築物等 7. 建築物等	標及び土地利用に関する方針に基づき、地区の区分に応じて、建築物等の制限を以 お、建築基準法第68条の2に基づく条例を制定し規制を行うことで、沿道型活力創出 指すものとする。 の用途の制限 容積率の最高限度 建蔽率の最高限度 敷地面積の最低限度 置の制限 の高さの最高限度 の形態又は意匠の制限 の構造の制限
地区整備計画	地区施設の	道路	幅員 18.5m       延長約 100m         幅員 12.5m       延長約 240m         幅員 9.75m       延長約 740m         幅員 9.5m       延長約 330m         幅員 6.5m       延長約 50m         幅員 6.0m       延長約 190m
	配置及び規模	公園	1号公園 面積 約0.44ha 2号公園 面積 約0.13ha
		調節池	1号調節池 面積 約0.3ha 2号調節池 面積 約0.1ha

地	
区	
整	
備	
計	
画	

ſ	<del>                                     </del>				
建築物	地区の 地区の 名 称	商業地区	業務地区A	業務地区B (工業地域)	住宅地区
等に関	区 分 地区の面 積	約7. 9ha	約8. 5ha	約0. 3ha	約2. 7ha
高する事項	建 築 物の 等制 の限	物は建築してはならない。 ただし、市長が公益上	い。たむに	<ul> <li>物は建築してはない。</li> <li>ただし、ただし、おおいではない。</li> <li>ただし、おおいではない。</li> <li>カラオケンと、第マーンに馬りがでいる。</li> <li>2. ないののでは、本ののは、本ののは、ないののは、ないののは、ないののは、ないののは、ないののは、ないののは、ないののは、ないののでは、またが、ないののでは、またが、ないののでは、またが、ないののでは、またが、ないののでは、またが、ないののでは、またが、ないののでは、またが、ないののでは、またが、またが、またが、またが、またが、またが、またが、またが、またが、またが</li></ul>	物以外の建築物は建築してはならない。 ただし、市長が公益上やむを得ないと認めたものはこの限りではない。 1. 住宅 2. 住宅で事務れらに類する用途を兼ねるもののうち建築基準法施行令第130条の3に定め
	建築物の容積率の 最高限度	200%	200%	200%	80%
	建築物の建蔽率 の 最 高 限 度	80%	60%	60%	50% ただし、街区の角にあ る敷地又はこれに準ずる 敷地は60%とする。
	敷地面積の最低限度	上必要な建築物としてやむを得ないと認めたもの	500㎡ ただし、市長が、公益 上必要な建築物としてや むを得ないと認めたもの については、この限りで ない。	_	180㎡ ただし、市長が、公益 上必要な建築物としてや むを得ないと認めたもの については、この限りで ない。

地区整備計画		地区整備計画
建築物等に関する事項		建築物等に関する事項
かき又 <i>はさくの</i> 構 造 の 制 限	建築物等の形態 又は意匠の制限	壁の 面制 物高の限 高限 で 高度
		路境界及び敷地境界までの後退距離は、3.0m以上とする。
_	け、周辺環落を調 和のとれた調 ものある。 2. 広告物・看な色用 は、刺豚を使 が、周したものに で、慮したし、に が、変なものに と、と、と、と、と、と、と、と、と、と、と、、こ、と、、こ、と、、こ、と、、	路境界及び敷地境界までの後退距離は、3.0m以上とする。 ただし、床面積が50㎡以下の独立した自動車車庫で平屋建てのもの、又は次の各号のいずれかに該当する建築物については、この限りでは
_	け、周辺環境と調 和のとれた調 きのある。 2. 広告物・看な色用 は、刺激節を使用観い で、周したものに で、ただし、 必要なものについ	に代わる柱等から。 は、第後では、またでので次該では、 を下のでで次該では、 ただし、独平の当は、 を下ので次該では、 ただので次該では、 たでので次該では、 たでので次該では、 を主し、独平の当は、 ない。 外のとさい。 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のでの当は、 のい、 のは、 のい、 のい、 のい、 のい、 のい、 のい、 のい、 のい
敷地境界線に面するかき又はさくについては、次に掲げるもの以外は設置してはならない。 1. 生け垣 2. 敷地地盤面からの高さが2m以下のフェンス等で、高さ0.7m以上の部分は透視可能な構造のもの	け、周辺環境と調 和のとある色 ものある。 を告己ので、は、 は、自もので又は、 は、する色せせ配 がな使用観に がを使く ものとする。 ただ	に代わる柱等の面から道まで以上をで表現で、1.0m が50m 地域、1.0m が50m 地域が50m はなりでででででででででででででででででででででででででででででででででででで

「区域は計画図表示のとおり」

## 理 由

本地区は、市街化調整区域であるが、幹線道路の沿道に位置し、高規格道路島原道路のインターチェンジに隣接するなど、広域交通体系が整った利便性が非常に高い地理的特性を活かした沿道型活力創出拠点の形成を目指している。

今回、地区計画を活用した土地区画整理事業の実施により、広域的かつ中心市街地と連携した商業・交流機能などの導入や広域道路網の整備推進や既存集落の保全に配慮した土地利用を図ることで、都市計画の将来都市像である「ひとと自然がきらめく県央交流都市」を目指すものである。